

## 風水害等災害対策計画

頁	現 行	修 正 案
4	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(21) 防災ヘリコプター、<u>衛星通信車載局</u>を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(21) 防災ヘリコプター、<u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p>
7	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>東海総合通信局</p> <p>(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の<u>統制監理</u>を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための<u>応急対策及び非常通信の運用監理</u>を行う。</p> <p>(4) <u>各種非常通信訓練の実施及び指導</u>を行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の<u>育成指導</u>を行う。</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>東海総合通信局</p> <p>(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線<u>電気</u>通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための<u>応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</u>を行う。</p> <p>(4) <u>非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</u>に関するを行う。</p> <p>(5) 非常通信協議会の<u>運営</u>に関するを行う。</p>
8	<p>中部地方整備局</p> <p>(2) 応急復旧 ア～キ(略) (記載なし)</p>	<p>中部地方整備局</p> <p>(2) 応急復旧 ア～キ(略) <u>ク 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</u></p>
10	<p>5 指定公共機関</p> <p><u>日本道路公団</u></p> <p>高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道(一般有料道路区間)、<u>豊川橋及び中部縦貫自動車道の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</u></p>	<p>5 指定公共機関</p> <p><u>中日本高速道路株式会社</u></p> <p>高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道(一般有料道路区間)の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>
11	<p>6 指定地公共機関</p> <p>愛知県土地改良事業団体連合会</p> <p>県下の土地改良区の管理する<u>かんがい排水施設の整備、点検及び災害復旧対策への指導及び助言</u>について協力する。</p>	<p>6 指定地公共機関</p> <p>愛知県土地改良事業団体連合会</p> <p>土地改良区の管理する<u>農業用施設の整備、点検及び災害復旧対策への指導及び助言</u>について協力する。</p>

頁	現 行	修 正 案
11	<p>名古屋港管理組合            港湾施設等(水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等)の維持管理を行うとともに、<u>災害復旧</u>を行う。</p>	<p>名古屋港管理組合、各港湾施設の管理機関            港湾施設等(水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等)の維持管理を行うとともに、<u>災害予防・応急復旧のための措置</u>を行う。</p>
12	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者            企業等            企業(地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取り扱う者並びに航空会社を含む。)は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努めるなど、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、市町村、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。</p> <p>(記載なし)</p>	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者            企業等            企業(地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取り扱う者並びに航空会社を含む。)は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、<u>また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定に努める</u>など、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、市町村、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。</p> <p><u>第3節 県民等の基本的責務</u>  <u>「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての県民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。</u>  <u>特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</u></p>
13	<p>第2編 災害予防計画            第1章 防災業務施設・設備等の整備            第1 気象等観測施設・設備等            (略)            (記載なし)</p>	<p>第2編 災害予防計画            第1章 防災業務施設・設備等の整備            第1 気象等観測施設・設備等            (略)  <u>(注)気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけている。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
13	<p>第4 通信施設・設備等 (略) また、大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、<u>耐震通信施設及び衛星通信車載局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</u></p>	<p>第4 通信施設・設備等 (略) また、大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、<u>耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。</u></p>
16	<p>第2章 治山対策 第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策 3 実施内容 (1) <u>災害時要援護者関連施設の把握</u> <u>山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等(表1)に所在する災害時要援護者関連施設(表2)の調査を行い把握する。</u> (2) 県土保全事業の推進 (略) (3) 情報の提供 調査結果に基づき、<u>山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。</u>  (4) ~ (5)</p>	<p>第2章 治山対策 第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策 3 実施内容 (削除)  (1) 県土保全事業の推進 (略) (2) 情報の提供 <u>山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等(表1)に所在する、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者(以下、「災害時要援護者」という。)関連施設(表2)の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。</u> (3) ~ (4)</p>
19	<p>第3章 砂防対策 1 方針 (略)また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</p>	<p>第3章 砂防対策 1 方針 (略)また、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、<u>土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</u></p>
20	<p>4 関連調整事項 (4) <u>土砂災害危険箇所である旨を、順次、現地に表示する等周知徹底を図るよう考慮する。</u> (5) (略)</p>	<p>4 関連調整事項 (削除)  (4) (略)</p>

頁	現 行	修 正 案
22	<p>第4章 河川防災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 河川情報の提供</p> <p>水害による被害を最小限にくい止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータの市町村などへの提供、洪水により甚大な被害を生じるおそれのある河川での洪水予報、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るための洪水ハザードマップの作成、公表及びこれを支援するための想定浸水情報の提供を実施する。</p>	<p>第4章 河川防災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 河川情報の提供</p> <p>水害による被害を最小限にくい止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネット配信を行う。また、市町村が公表する洪水ハザードマップの作成を支援するための想定浸水情報の提供を実施する。</p>
24	<p>第5章 海岸防災対策</p> <p>4 関連調整事項</p> <p>(2) 臨海用地造成計画により海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸の保全について考慮する。</p>	<p>第5章 海岸防災対策</p> <p>4 関連調整事項</p> <p>(2) 臨海用地造成計画により海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。</p>
25	<p>第6章 農地防災対策</p> <p>1 方針</p> <p>農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資する。</p>	<p>第6章 農地防災対策</p> <p>1 方針</p> <p>農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資する。</p>
30	<p>第11章 地盤災害予防対策</p> <p>第1節 地盤沈下対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県(企画振興部、(略))</p>	<p>第11章 地盤災害予防対策</p> <p>第1節 地盤沈下対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県(地域振興部、(略))</p>

頁	現 行	修 正 案
30	3 実施内容 (3) 防災対策 <u>地盤沈下の起こっている地域</u> においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。	3 実施内容 (3) 防災対策 <u>揚水規制区域</u> においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。
35	第14章 交通施設対策 2 道路 (1) 実施責任者 <u>日本道路公団</u>	第14章 交通施設対策 2 道路 (1) 実施責任者 <u>中日本高速道路株式会社</u>
36	5 港湾・漁港 (2) 実施内容 ウ その他船舶の施設 ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、 <u>海上火災を防止する。</u>	5 港湾・漁港 (2) 実施内容 ウ その他船舶の施設 ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、 <u>船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。</u>
37	第15章 ライフライン施設対策 第2 電力 2 実施内容 (1) 設備面の対策 イ 送電設備 送電設備は、台風を考慮した <u>風圧過重</u> で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから <u>看板、トタン屋根、ビニールハウス等の補強</u> について施設者への協力依頼に努める。	第15章 ライフライン施設対策 第2 電力 2 実施内容 (1) 設備面の対策 イ 送電設備 送電設備は、台風を考慮した <u>風圧荷重</u> で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、 <u>破損・飛散しやすい工事中防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去</u> について施設者への協力依頼に努める。

頁	現 行	修 正 案
38          39	<p>第3 ガス施設</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 火災・爆発対策</p> <p>イ ガス供給設備</p> <p>(ア) 大規模なガス漏洩・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。</p> <p>5 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>(2) 車両の確保</p> <p>非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、<u>製造所、供給所等</u>においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。</p>	<p>第3 ガス施設</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) <u>ガス事故対策</u></p> <p>イ ガス供給設備</p> <p>(ア) 大規模なガス漏洩などガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。</p> <p>5 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>(2) 車両の確保</p> <p>非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、<u>重要なガス施設</u>においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。</p>
41	<p>第16章 危険地域からの移転対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県(企画振興部、略)</p>	<p>第16章 危険地域からの移転対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県(地域振興部、略)</p>
45	<p>第18章 航空災害対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(5) 市町村(消防機関)の対策</p> <p>イ 愛知県名古屋飛行場</p> <p>「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関(西春日井郡東部消防組合、小牧市、春日井市及び名古屋市)は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県(名古屋空港事務所)と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。</p>	<p>第18章 航空災害対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(5) 市町村(消防機関)の対策</p> <p>イ 愛知県名古屋飛行場</p> <p>「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関(西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市)は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県(名古屋空港事務所)と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。</p>

頁	現 行	修 正 案
47	第20章 道路災害対策 2 実施責任者 <u>日本道路公団</u>	第20章 道路災害対策 2 実施責任者 <u>中日本高速道路株式会社</u>
57	第27章 災害時要援護者の安全確保対策 1 方針 災害発生時には、 <u>高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある者(以下「災害時要援護者」という。)</u> への特別な配慮、支援が重要であり、県、市町村及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。 特に、市町村にあつては、 <u>高齢者、障害者等ハンディキャップのある者</u> についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等にあたつては、県が作成した「市町村災害弱者支援体制マニュアル」に沿つて、それぞれ策定に努めるものとする。 また、県、市町村及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、 <u>真に人にやさしい施設整備の推進や教育・広報活動などの体制づくりに努めるものとする。</u>	第27章 災害時要援護者の安全確保対策 1 方針 災害発生時には、 <u>災害時要援護者への特別な配慮、支援が重要であり、県、市町村及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)</u> は、風水害等から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。 特に、市町村にあつては、 <u>災害時要援護者</u> についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等にあたつては、県が作成した「市町村災害弱者支援体制マニュアル」に沿つて、それぞれ策定に努めるものとする。 また、県、市町村及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、 <u>真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</u>
57	3 実施内容 (2) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、あらかじめ在宅介護支援センター、地域福祉サービスセンターなどと連携して、 <u>介護を要する高齢者や障害者等の人数及び災害時における介護体制の有無等について、十分な状況把握に努めるものとする。</u>	3 実施内容 (2) 在宅者対策 ア 災害時要援護者等の状況把握 市町村は、あらかじめ <u>自主防災組織、在宅介護支援センター、地域福祉サービスセンターなどと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u>

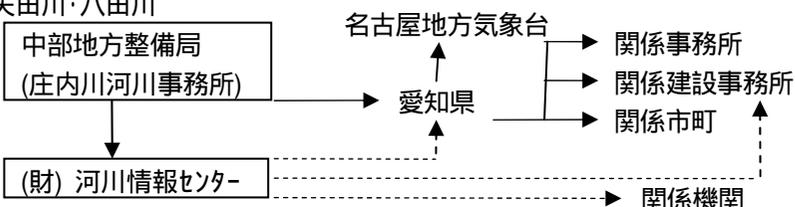
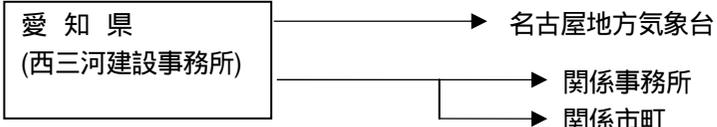
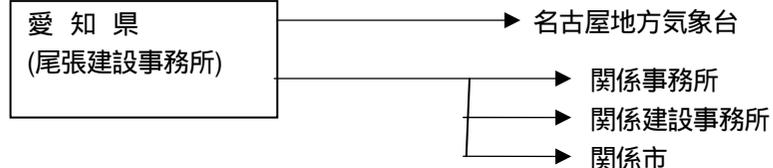
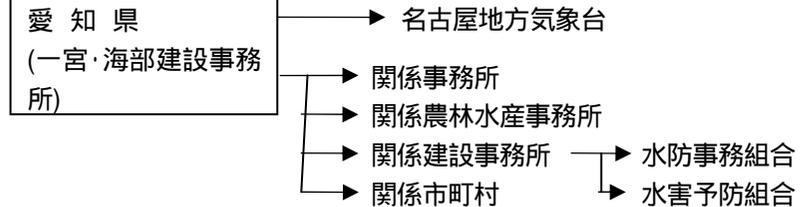
頁	現 行	修 正 案
59	<p>第28章 地下空間の浸水対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 ア～ウ(略) (記載なし)</p>	<p>第28章 地下空間の浸水対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 ア～ウ(略)</p> <p><u>エ 浸水想定区域内の施設等の公表</u> 市町村は、<u>浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</u></p>
59	<p>(3) 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達 <u>市町村は、地下空間の管理者が豪雨及び洪水時に適切な対応ができるよう、洪水情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。</u></p>	<p>(3) 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達 <u>市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</u></p>
59	<p>(4) 避難体制の確立 地下空間の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</p> <p>また、地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。</p>	<p>(4) 避難体制の確立 地下空間の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。 <u>とくに、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。</u> また、地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。</p>

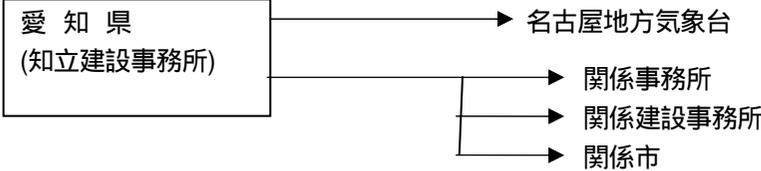
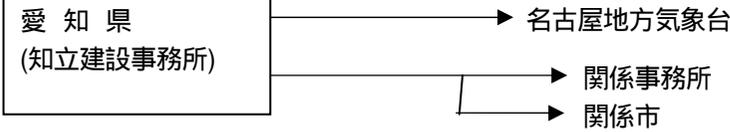
頁	現 行	修 正 案
61	<p>第29章 避難対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備</p> <p>緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。</p>	<p>第29章 避難対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備</p> <p>緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。 <u>また、災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</u></p>
63	<p>第30章 必需物資の確保対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 次の防災関係機関は、必需物資の確保体制の整備に努める。</p> <p>ア 東海農政局</p> <p>米穀、<u>乾燥米飯</u>、乾パン、生鮮食料</p>	<p>第30章 必需物資の確保対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 次の防災関係機関は、必需物資の確保体制の整備に努める。</p> <p>ア 東海農政局</p> <p>米穀、乾パン、生鮮食料品</p>
64	<p>第31章 防災訓練及び防災思想の普及</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上又は、実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図る。</p>	<p>第31章 防災訓練及び防災思想の普及</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって防災関係機関が中心となって、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上又は、実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図る。 <u>その際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p>

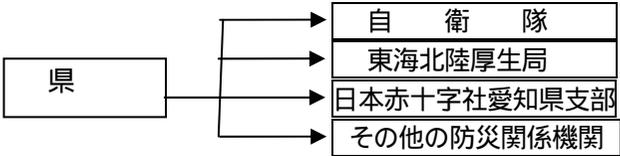
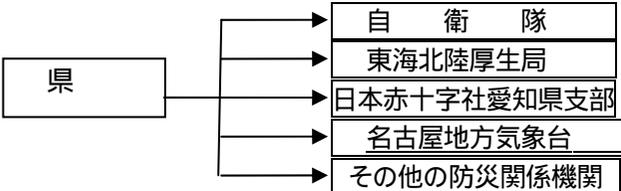
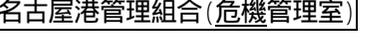
頁	現 行	修 正 案
65	<p>(2) 防災思想の普及 ア 防災教育 (1) 地域住民に対する防災教育 防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、<u>過去の災害の紹介、災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災に関する認識を高揚する。</u></p>	<p>(2) 防災思想の普及 ア 防災教育 (1) 地域住民に対する防災教育 防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、<u>水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する</u></p>
65	<p>(記載なし)</p>	<p>(4) <u>企業防災の促進</u> 県及び市町村は、<u>企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u> また、<u>企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p>
68	<p>第32章 自主防災組織・ボランティアの支援 1 方針 (略) このため、県及び市町村は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。</p>	<p>第32章 自主防災組織・ボランティアの支援 1 方針 (略) このため、県及び市町村は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。<u>その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p>
69	<p>3 実施内容 (3) ボランティア ア ボランティアの受け入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、<u>ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、市町村の推薦する者を受講させるものとする。</u></p>	<p>3 実施内容 (3) ボランティア ア ボランティアの受け入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、<u>ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識、技術の向上を図るためのフォローアップ研修を開催する。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
69	<p>また、市町村もボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>	<p><u>なお、フォローアップ研修には、市町村等が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。</u> また、市町村においては、<u>引き続き</u>ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>
70	<p>イ 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用 (略) <u>また、県は、県の負担において同グループ活動員を被保険者としてボランティア保険に加入させることとする。</u></p>	<p>イ 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用 (略) (削除)</p>
72	<p>第33章 広域応援体制の整備 3 実施内容 (4) 緊急消防援助隊 県及び市町村は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、消防活動能力の向上に努めるものとする。</p>	<p>第33章 広域応援体制の整備 3 実施内容 (4) 緊急消防援助隊 県及び市町村は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、<u>実践的な訓練等を通じて</u>、消防活動能力の向上に努めるものとする。</p>
76	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織 第2 災害対策本部 1 県災害対策本部 (3) 知事の命令で現地災害対策本部を設置する場合 (略) また、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、<u>日本道路公団</u>、(略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織 第2 災害対策本部 1 県災害対策本部 (3) 知事の命令で現地災害対策本部を設置する場合 (略) また、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、<u>中日本高速道路株式会社</u>、(略)</p>
78	<p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (2) 防災行政無線網の使用 (略) また、県は、緊急対策として県庁舎及び県東三河事務所に隣接して設置した耐震通</p>	<p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (2) 防災行政無線網の使用 (略) また、県は、緊急対策として県庁舎及び県東三河事務所に隣接して設置した耐震通</p>

頁	現 行	修 正 案
78	<p>信施設並びに衛星通信車載局等の衛星通信施設を防災行政無線網の補完回線として使用し、(略)</p>	<p>信施設並びに災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等の衛星通信施設を防災行政無線網の補完回線として使用し、(略)</p>
86	<p>第2 情報の収集・伝達 3 実施内容 (1) 気象警報等の伝達体制 ウ 気象予警報等の伝達系統は次のとおりである。 (イ) 洪水予報の伝達系統 a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・ 木曾川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <div data-bbox="257 715 448 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           庄内川河川事務所(庄内川)            豊橋河川事務所(矢作川・豊川及び豊川放水路)            中部地方整備局         </p> </div> <div data-bbox="526 753 743 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; display: inline-block;"> <p>水害予防組合</p> </div> <p data-bbox="757 762 1108 826" style="margin-left: 10px;">(長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)</p>	<p>第2 情報の収集・伝達 3 実施内容 (1) 気象警報等の伝達体制 ウ 気象予警報等の伝達系統は次のとおりである。 (イ) 洪水予報の伝達系統 a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・ 木曾川(中流・下流)・長良川(中流・下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <div data-bbox="1198 715 1444 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           庄内川河川事務所(庄内川)            豊橋河川事務所(矢作川・豊川及び豊川放水路)            木曾川下流河川事務所(木曾川下流)            長良川下流河川事務所(長良川下流)            木曾川上流河川事務所(木曾川上流)            長良川上流河川事務所(長良川上流)         </p> </div> <div data-bbox="1496 753 1713 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; display: inline-block;"> <p>水害予防組合</p> </div> <p data-bbox="1727 762 2083 869" style="margin-left: 10px;">(長良川(中流・下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)</p>

頁	現 行	修 正 案
89	(I) 火災気象通報の伝達系統 (記載なし)	<p>(I) 水位情報周知河川(特別警戒水位)</p> <p>a 国土交通大臣が通知する水位情報周知河川(特別警戒水位)</p> <p>・矢田川・八田川</p>  <pre> graph TD     A[中部地方整備局 (庄内川河川事務所)] --&gt; B[愛知県]     B --&gt; C[名古屋地方気象台]     C --&gt; D[関係事務所]     C --&gt; E[関係建設事務所]     C --&gt; F[関係市町]     G["(財) 河川情報センター"] -.-&gt; B     G -.-&gt; C     G -.-&gt; H[関係機関]   </pre>
89	(記載なし)	<p>b 知事が通知する水位情報周知河川(特別警戒水位)</p> <p>・矢作古川</p>  <pre> graph LR     A[愛知県 (西三河建設事務所)] --&gt; B[名古屋地方気象台]     A --&gt; C[関係事務所]     A --&gt; D[関係市町]   </pre> <p>・天白川</p>  <pre> graph LR     A[愛知県 (尾張建設事務所)] --&gt; B[名古屋地方気象台]     A --&gt; C[関係事務所]     A --&gt; D[関係建設事務所]     A --&gt; E[関係市]   </pre> <p>・日光川</p>  <pre> graph LR     A[愛知県 (一宮・海部建設事務所)] --&gt; B[名古屋地方気象台]     A --&gt; C[関係事務所]     A --&gt; D[関係農林水産事務所]     A --&gt; E[関係建設事務所]     A --&gt; F[関係市町村]     E --&gt; G[水防事務所組合]     E --&gt; H[水害予防組合]   </pre>

頁	現 行	修 正 案
89	(記載なし)	<p>・境川</p>  <p>・逢妻川</p> 
89	(Ⅰ)～(オ)	(オ)～(カ)
91	(3) 異常現象発見時の通報 ウ 上記のア、イによって異常現象を承知した市町村長は、直ちに <u>関係機関</u> に通報する。	(3) 異常現象発見時の通報 ウ 上記のア、イによって異常現象を承知した市町村長は、直ちに <u>名古屋地方気象台</u> <u>その他の関係機関</u> に通報する。
91	(4) 重要な災害情報の収集伝達 ア 県の措置 県は、 <u>防災ヘリコプターや衛星通信車載局</u> を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集伝達を行う。	(4) 重要な災害情報の収集伝達 ア 県の措置 県は、 <u>防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬式型衛星通信局</u> を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集伝達を行う。
92	<p>県及び消防庁への連絡先 &lt;県への連絡先&gt; (表中左欄) (<u>防災課</u>) (<u>消防課</u>) 内線 2510(特殊災害) 052 - 954 - 6912(2階防災課内) 052 - 954 - 3622(6階消防課分室内)</p>	<p>県及び消防庁への連絡先 &lt;県への連絡先&gt; (表中左欄) (<u>災害対策課</u>) (<u>消防保安課</u>) 内線 2512(特殊災害) 052 - 954 - 6912(2階災害対策課内) 052 - 954 - 3622(6階災害対策課通信グループ)</p>

頁	現 行	修 正 案
92	600 - 1128(2階防災課内) (災害対策グループ) (消防・予防グループ) 600 - 1130(6階消防課分室内) (表中右欄) 内線 5321～5323(広報係) 内線 5309～5311(情報整理係) 600 - 1367(広報係) 600 - 1363(情報整理係)	600 - 1128(2階災害対策課内) (災害対策課) (消防保安課) 600 - 1130(6階災害対策課通信グループ) (表中右欄) 内線 5309～5311(広報係) 内線 5321～5323(情報整理係) 600 - 1363(広報係) 600 - 1367(情報整理係)
93	(5) 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 ア 陸上災害の場合    イ 海上災害の場合 	(5) 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 ア 陸上災害の場合    イ 海上災害の場合 
105	伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 	伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 
106	(2) 海岸被害 ・県管理の海岸について (図中)   ・名古屋港管理組合管理の海岸について 	(2) 海岸被害 ・県管理の海岸について (図中)   ・名古屋港管理組合管理の海岸について 

頁	現 行	修 正 案
107	(3) 貯水池・ため池等被害 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林総務課</span>	(3) 貯水池・ため池等被害 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林政策課</span>
107	(4) 砂防施設被害 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設総務課</span>	(4) 砂防等被害 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</span>
108	3 港湾及び漁港施設被害 ・県管理の港湾・漁港について 県災害対策本部建設部 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設総務課</span>  ・名古屋港について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">名古屋港管理組合 (防災管理室)</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">港 湾 課</span>	3 港湾及び漁港施設被害 ・県管理の港湾・漁港について 県災害対策本部建設部 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</span>  ・名古屋港について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">名古屋港管理組合 (危機管理室)</span> ↔ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">港 湾 課</span> ↔ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中部地方整備局</span>
109	4 道路施設被害 (図中) (日本道路公団管理) 日本道路公団	4 道路施設被害 (図中) (中日本高速道路株式会社管理) 中日本高速道路株式会社
109	(図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設総務課</span>	(図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</span>
110	5 鉄道施設被害 (図中) (記載なし)	5 鉄道施設被害 (図中)(次の2機関を追加) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">愛知高速交通株式会社 (総務課)TEL(0561)61 - 4781</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">名古屋臨海高速鉄道株式会社 (総務課)TEL (052)383 - 0954</span>



頁	現 行	修 正 案
119	<p>(3) 避難の勧告・指示の周知徹底方法            避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。            伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティFM、(略)            なお、避難の勧告・指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p>	<p>(3) 避難の勧告・指示等の周知徹底方法            避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。            伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、<u>携帯電話</u>、オフトーク通信、コミュニティFM、(略)            なお、避難勧告・指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難場所、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努めるとともに、<u>日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</u></p>
120	<p>(4) 避難誘導及び移送            (略)            なお、<u>災害時要援護者の情報把握については</u>、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>	<p>(4) 避難誘導及び移送            (略)            なお、<u>避難誘導、安否確認の実施にあたっては</u>、災害時要援護者に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>
120	<p>(5) 避難所の開設            (略)</p>	<p>(5) 避難所の開設            (略)  <u>さらに、災害時要援護者に配慮して、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p>
120	<p>(6) 避難所の運営            ウ 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。            (記載なし)</p>	<p>(6)避難所の運営            ウ 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>男女のニーズの違いや</u>避難者のプライバシーの確保に配慮すること。            コ <u>避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</u></p>
125	<p>第6章 食品の供給            3 実施内容            (3) (略)            (図中)〔農林水産部園芸農産課〕</p>	<p>第6章 食品の供給            3 実施内容            (3) (略)            (図中)〔農林水産部食育推進課〕</p>

頁	現 行	修 正 案																					
128	第9章 医療・助産(医療救護) 3 実施内容 (1) 医療・助産の救護活動の実施 ア 救護活動 (ア) ~ (イ) (略) (記載なし)  (ウ) ~ (エ) (略) (記載なし)  (記載なし)	第9章 医療・助産(医療救護) 3 実施内容 (1) 医療・助産の救護活動の実施 ア 救護活動 (ア) ~ (イ) (略) <u>(ウ) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と県災害対策本部への情報提供に努める。</u> <u>(エ) ~ (オ) (略)</u> <u>(カ) DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム(DMAT)は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。</u> <u>(キ) 県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動であって、自衛隊機などによる航空搬送時の診療、広域搬送医療拠点(ステージケアユニット:SCU)での患者の安定化処置・搬送トリアージ等の診療、運営を含む。)における医療活動を総括するSCU本部をSCU内に設置する。</u>																					
130	別表 医療救護班一覧表 (表中)	別表 医療救護班一覧表 (表中)																					
131	<table border="1" data-bbox="230 986 1122 1267"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊川市医師会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宝飯郡医師会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) (救護班編成数 157)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班 数	備 考	豊川市医師会	(略)		宝飯郡医師会			独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 157)	<table border="1" data-bbox="1205 986 2096 1267"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊川宝飯医師会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) (救護班編成数 156)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班 数	備 考	豊川宝飯医師会	(略)		独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 156)
機 関 名 等	班 数	備 考																					
豊川市医師会	(略)																						
宝飯郡医師会																							
独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 157)																					
機 関 名 等	班 数	備 考																					
豊川宝飯医師会	(略)																						
独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 156)																					

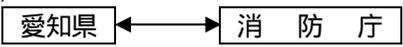
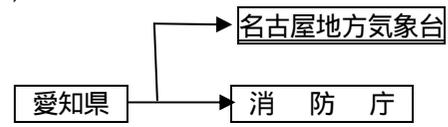
頁	現 行	修 正 案
<p>135</p> <p>135</p> <p>135</p>	<p>第11章 防疫・保健衛生</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 健康管理            県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、県は市町村と協力して、保健師等による巡回健康相談を行う。</p> <p>(5) 避難所の生活環境管理            県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。            また、避難所の生活環境を確保するため、仮設トイレの早期設置に努めるとともに、衛生状態の保持のため、し尿処理など<u>必要な措置を行う。</u></p> <p>(記載なし)</p>	<p>第11章 防疫・保健衛生</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 健康管理            県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、<u>歯科衛生士</u>等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、県は市町村と協力して、保健師、<u>歯科衛生士</u>等による巡回健康相談を行う。  <u>とくに、災害時要援護者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</u></p> <p>(5) 避難所の生活環境管理            県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。            また、避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの<u>衛生指導を行う。</u></p> <p>(6) <u>被災地域における動物の保護</u>  <u>県は、被災動物を保護及び収容するとともに、危険動物及び犬による危害を防止する。</u>  <u>また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</u></p>
<p>136</p>	<p>第12章 廃棄物の処理</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(2) 県は、市町村の実施する廃棄物処理につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に<u>応援するよう要請する。</u></p>	<p>第12章 廃棄物の処理</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(2) 県は、市町村の実施する廃棄物処理につき、特に必要があると認めるときは、他市町村<u>や関係団体</u>に<u>応援するよう要請する。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
146	第18章 交通 2 陸上交通 (2) 実施内容 オ 路上放置車両等に対する措置 (1) 警察官の措置 a その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。 (略) (記載なし)	第18章 交通 2 陸上交通 (2) 実施内容 オ 路上放置車両等に対する措置 (1) 警察官の措置 a その車両の運転者等に対し <u>車両移動等</u> に必要な措置を命じる。 (略) d <u>また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</u>  (エ) その他 <u>県警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。</u>
147	(記載なし)	
147	(3) 応援協力関係 ア 道路等被害 (ウ) 中部地方整備局、 <u>日本道路公団</u> は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。	(3) 応援協力関係 ア 道路等被害 (ウ) 中部地方整備局、 <u>中日本高速道路株式会社</u> は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
158	第22章 防災営農 4 応援協力関係 (1) 農業用施設に対する応急措置 ア 市町村及び土地改良区は、 <u>湛水排除の実施が困難な場合</u> 、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、 <u>又は排水作業の実施につき</u> 応援を要求する。	第22章 防災営農 4 応援協力関係 (1) 農業用施設に対する応急措置 ア 市町村及び土地改良区は、 <u>湛水排除の実施にあたり、必要に応じて</u> 、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、 <u>県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市町村及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には</u> 県へ応援を要求する。

頁	現 行	修 正 案
161	<p>第24章 流木の防止</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 流木に対する措置</p> <p>イ 港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、港湾管理者及び市町村は、緊密に連絡をとり、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。</p>	<p>第24章 流木の防止</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 流木に対する措置</p> <p>イ 港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、港湾管理者及び市町村は、緊密に連絡をとり、<u>その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信(四管区航行警報)により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。</u></p>
164	<p>第25章 海上災害対策</p> <p>3 情報の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋港管理組合 総務部防災管理室</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中部地方整備局 海域整備課</p>	<p>第25章 海上災害対策</p> <p>3 情報の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋港管理組合 危機管理室</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中部地方整備局 海域環境・海岸課</p>
167	<p>4 実施内容</p> <p>(7) 県の措置</p> <p>ア 防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、衛星通信車載局等により、流出油等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市町村等関係機関に連絡する。</p>	<p>4 実施内容</p> <p>(7) 県の措置</p> <p>ア 防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、<u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>等により、流出油等の状況を偵察する等情報の収集に努め、市町村等関係機関に連絡する。</p>
168	<p>5 応援協力関係</p> <p>(3) 名古屋海上保安部・中部地方整備局及び市町村は、流出油防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、<u>県へその確保につき応援を要求する。</u></p>	<p>5 応援協力関係</p> <p>(3) 名古屋海上保安部・中部地方整備局及び市町村は、流出油防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、<u>県に対しその確保を要請する。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
172	<p>第26章 航空災害対策</p> <p>3 情報の伝達系統</p> <p>(2) 愛知県名古屋飛行場</p> <p>ア 飛行場内で事故が発生した場合 (図中) <u>西春日井郡東部消防組合消防本部</u></p> <p style="text-align: center;">愛知県防災局防災課</p> <p>ウ 飛行場内で自衛隊機の事故が発生した場合 (注)2 消防協定機関とは、<u>西春日井郡東部消防組合消防本部</u>、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。</p> <p>4 災害地消防機関が名古屋市消防局又は<u>西春日井郡東部消防組合消防本部</u>の場合の<u>西春日井郡東部消防組合消防本部</u>又は名古屋市消防局への伝達方法は、ホットラインとする。</p>	<p>第26章 航空災害対策</p> <p>3 情報の伝達系統</p> <p>(2) 愛知県名古屋飛行場</p> <p>ア 飛行場内で事故が発生した場合 (図中) <u>西春日井広域事務組合消防本部</u></p> <p style="text-align: center;">愛知県防災局災害対策課</p> <p>ウ 飛行場内で自衛隊機の事故が発生した場合 (注)2 消防協定機関とは、<u>西春日井広域事務組合消防本部</u>、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。</p> <p>4 災害地消防機関が名古屋市消防局又は<u>西春日井広域事務組合消防本部</u>の場合の<u>西春日井広域事務組合消防本部</u>又は名古屋市消防局への伝達方法は、ホットラインとする。</p>
182	<p>第28章 道路災害対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>日本道路公団</u></p>	<p>第28章 道路災害対策</p> <p>2 実施責任者</p> <p><u>中日本高速道路株式会社</u></p>
182	<p>3 情報の伝達系統</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道路管理者(中部地方整備局等)</span>    <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</span> </p>	<p>3 情報の伝達系統</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道路管理者(中部地方整備局等)</span>   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</span> </p>

頁	現 行	修 正 案
182	<p>4 実施内容</p> <p>(1) <u>中部地方整備局の措置</u></p> <p>ア 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努める。</p> <p>イ～オ(略)</p>	<p>4 実施内容</p> <p>(1) <u>道路管理者(中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)の措置</u></p> <p>ア 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、<u>国土交通省に連絡する。</u></p> <p>イ～オ(略)</p>
183	<p>(2) <u>日本道路公団の措置</u></p> <p>ア <u>大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努める。</u></p> <p>イ <u>大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の通行規制を実施する(第18章「交通」参照)。</u></p> <p>ウ <u>県、市町村等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。</u></p> <p>エ <u>危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。</u></p> <p>オ <u>応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。</u></p>	<p>(2) <u>中部地方整備局の措置</u></p> <p>ア <u>危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。</u></p> <p>イ <u>応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。</u></p> <p>ウ～オ(削除)</p>
183	<p>(3) 県の措置</p> <p>ア 大規模道路災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、衛星通信車載局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁、国土交通省等関係機関に連絡する。</p>	<p>(3) 県の措置</p> <p>ア 大規模道路災害の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに、自らも防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、<u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁、国土交通省等関係機関に連絡する。</p>
184	<p>(5) <u>愛知県道路公社の措置</u></p> <p>ア～オ(略)</p>	<p>((1)道路管理者の措置へ統合により削除)</p>
184	<p>(6) <u>名古屋高速道路公社の措置</u></p> <p>ア～オ(略)</p>	<p>((1)道路管理者の措置へ統合により削除)</p>
184	<p>(7) ~ (8)</p>	<p>(5) ~ (6)</p>

頁	現 行	修 正 案
187	第29章 放射性物質及び原子力災害応急対策 3 情報の伝達系統 (1) 事故発生時等の通報体制 	第29章 放射性物質及び原子力災害応急対策 3 情報の伝達系統 (1) 事故発生時等の通報体制 
195	第31章 高圧ガス災害対策 3 実施内容 (1) 高圧ガス施設 エ 中部経済産業局の措置	第31章 高圧ガス災害対策 3 実施内容 (1) 高圧ガス施設 エ 中部近畿産業保安監督部の措置
199	第32章 火薬類災害対策 3 実施内容 (3) 火薬類積載船舶 エ 県警、県、中部経済産業局及び市町村の措置	第32章 火薬類災害対策 3 実施内容 (3) 火薬類積載船舶 エ 県警、県、中部近畿産業保安監督部及び市町村の措置
204 204 205	第34章 林野火災対策 2 実施責任者 中部森林管理局名古屋分局 4 実施内容 (2) 県の措置 ア (略) 防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、 <u>衛星通信車載局</u> 等により、(略) ク 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防救助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。	第34章 林野火災対策 2 実施責任者 中部森林管理局 4 実施内容 (2) 県の措置 ア (略) 防災ヘリコプター(テレビ電送システム)、 <u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u> 等により、(略) ク 大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防救助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。 <u>また、市町村長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。</u>

頁	現 行	修 正 案
210	<p>第36章 ボランティアの受入れ</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) ボランティア団体は概ね次の団体等が予想される。</p> <p>ア 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部、<u>社団法人愛知県青少年協会、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、震災から学ぶボランティアネットの会、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部</u></p>	<p>第36章 ボランティアの受入れ</p> <p>3 実施内容</p> <p>(3) ボランティア団体は概ね次の団体等が予想される。</p> <p>ア 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、<u>特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時:震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット</u></p>
211	<p>第37章 義援金品等の募集・受付・配分</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 義援金品の募集、受付、配分</p> <p>ア 募集、受付</p> <p>(イ) 県、市町村は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。</p>	<p>第37章 義援金品等の募集・受付・配分</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 義援金品の募集、受付、配分</p> <p>ア 募集、受付</p> <p>(イ) 県、市町村は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。</p> <p><u>また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p>
212	<p>第38章 金融対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県</p> <p>イ 保険会社への措置</p> <p>(記載なし)</p> <p>(7) ~ (1) (略)</p>	<p>第38章 金融対策</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県</p> <p>イ 保険会社への措置</p> <p><u>(7) 保険証書、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置</u></p> <p>(1) ~ (9) (略)</p>

頁	現 行	修 正 案
218    220	<p>第41章 自衛隊の災害派遣</p> <p>3 災害派遣要請を受けることができる者及び担任地域 (表中) 陸上自衛隊 第10施設大隊長(春日井駐屯地司令)</p> <p>5 災害派遣要請等手続</p> <p>(1) 派遣要請依頼及び派遣要請</p> <p>イ 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の長から前述の自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けた場合は、<u>その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに</u>関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。</p>	<p>第41章 自衛隊の災害派遣</p> <p>3 災害派遣要請を受けることができる者及び担任地域 (表中) 陸上自衛隊 第10後方支援連隊長(春日井駐屯地司令)</p> <p>5 災害派遣要請等手続</p> <p>(1) 派遣要請依頼及び派遣要請</p> <p>イ 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の長から前述の自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けた場合、<u>あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに派遣要請の必要があると認めるときは、直ちに</u>関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。</p>
228	<p>第42章 防災ヘリコプターの活用</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 出動</p> <p>ウ (略)、あらかじめ防災局消防課防災航空グループに電話等により(略)</p> <p>エ 緊急時応援要請連絡先 防災局消防課防災航空グループ</p>	<p>第42章 防災ヘリコプターの活用</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 出動</p> <p>ウ (略)、あらかじめ防災局消防保安課防災航空グループに電話等により(略)</p> <p>エ 緊急時応援要請連絡先 防災局消防保安課防災航空グループ</p>
235	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第5節 住宅の建設</p> <p>住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行うものとする。</p> <p>1 応急仮設住宅 (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第5節 住宅の建設等</p> <p>住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の<u>建設</u>や修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行うものとする。</p> <p>1 応急仮設住宅・<u>応急修理</u> (略)</p>